

第五条

協定第二十二條(b)及び(c)を次のように改め、並びにそれらの次に次の(d)及び(e)を加える。

- (b) 「非原産材料」とは、この章の規定に基づいて決定される原産国とは異なる国において生産に使用される材料をいう。
- (c) 「生産」とは、産品を得る方法をいい、製造、生産、組立て、加工、成育、栽培、繁殖、採掘、抽出、収穫、漁ろう、わなかけ、採集、収集、狩猟及び捕獲を含む。
- (d) 「代替性のある締約国の原産品」又は「代替性のある締約国の原産材料」とは、それぞれ、商取引において相互に交換することが可能な締約国の原産品又は原産材料であつて、それらの特性が本質的に同一のものをいう。
- (e) 「一般的に認められている会計原則」とは、資産又は負債として記録すべき財産又は債務、記録すべき資産及び負債の変化、資産及び負債並びにこれらの変化についての算定方法、開示すべき情報の範囲及び開示の方法並びに作成すべき財務書類につき、締約国において特定の時に、一般的に認められている又は十分に権威のある支持を得ている会計原則をいう。これらの規準は、一般的に適用される。

る概括的な指針をもって足りるが、詳細な手続及び慣行であることを妨げない。

第六条

協定第二十三条の一部を次のように改正する。

1 同条1(f)及び(g)を次のように改める。

(f) 当該締約国の領海外において、次のすべての条件を満たす船舶により海から得られた水産物その他の産品

(i) 当該締約国において登録されていること。

(ii) 当該締約国の旗を掲げて航行すること。

(iii) いずれかの締約国若しくは両締約国の国民又は法人(注)(いずれかの締約国の領域に本店を有する法人であつて、代表者、役員会の長及び当該役員会の構成員の過半数がいずれかの締約国又は両締約国の国民であり、かつ、いずれかの締約国若しくは両締約国の国民又は法人が五十一パーセント以上の持分を所有しているものに限る。)が五十一パーセント以上の持分を所有していること。

(iv) 船長、上級乗組員及び乗組員の総数の七十五パーセント以上がいずれかの締約国若しくは両締約

国又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国の国民であること。

注 (f)及び(g)の規定の適用上、「法人」とは、営利目的であるかないか、また、民間の所有であるか政府の所有であるかを問わず、関係の法律に基づいて適正に設立され又は組織される法定の事業体(社団、信託、組合、合併企業、個人企業及び団体を含む。)をいう。

- (g) 当該締約国の領海外において、次のすべての条件を満たす工船の船上において得られ、又は生産された産品 (f)に規定する産品から生産された産品に限る。)
 - (i) 当該締約国において登録されていること。
 - (ii) 当該締約国の旗を掲げて航行すること。
 - (iii) いずれかの締約国若しくは両締約国の国民又は法人(いずれかの締約国の領域に本店を有する法人であつて、代表者、役員会の長及び当該役員会の構成員の過半数がいずれかの締約国又は両締約国の国民であり、かつ、いずれかの締約国若しくは両締約国の国民又は法人が五十一パーセント以上の持分を所有しているものに限る。)が五十一パーセント以上の持分を所有していること。
- (iv) 船長、上級乗組員及び乗組員の総数の七十五パーセント以上がいずれかの締約国若しくは両締約

国又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国の国民であること。

- 2 同条5中「4(c)の規定の適用上」を「5(c)の規定の適用上」に改める。
- 3 同条5(b)(i)中「六十パーセント以上」を「四十パーセント以上」に改める。
- 4 同条6を次のように改める。

6 締約国において製品の生産に使用される材料の価額は、関税評価協定(注)に従って決定されるものとし、かつ、CIF価格(保険料及び運賃込みの価格をいう。)とする。ただし、当該価格が不明で確認することができない場合には、当該材料についての当該締約国における確認可能な最初の支払に係る価格とする。

注 関税評価協定は、国内取引の場合又は当該材料の取引が存在しない場合について準用する。

- 5 同条中7を8とし、2から6までを一ずつ繰り下げ、1の次に次の2を加える。
 - 2 この協定の適用上、締約国の原産材料のみから当該締約国の領域において完全に生産される製品は、当該締約国の原産品として扱う。

第七条

協定第二十五条中「各類ごとに」を削る。

第八条

協定第二十六条1中「第二十三条2」を「第二十三条3」に改める。

第九条

協定第二十八条の次に次の一条を加える。

第二十八条のA 代替性のある産品及び材料

1 在庫において混在している代替性のある締約国の原産材料及び非原産材料が産品の生産に使用される場合において、当該産品が当該締約国の原産品であるかどうかを決定するときは、これらの材料が当該締約国の原産材料であるかどうかについては、当該締約国の領域において一般的に認められている会計原則に基づく在庫管理方式に従って決定することができる。

2 代替性のある締約国の原産品及び非原産品が在庫において混在している場合において、これらの産品が在庫において混在している当該締約国の領域において輸出に先立っていかなる生産工程も経ず、又はいかなる作業（積卸し又はこれらの産品を良好な状態に保存する作業を除く。）も行われないときは、

これらの産品が当該締約国の原産品であるかどうかについては、当該締約国の領域において一般的に認められている会計原則に基づく在庫管理方式に従って決定することができる。

第十条

協定第三十三条を次のように改める。

第三十三条 原産地証明の確認のための援助

1 輸入締約国は、産品の輸入から三年の間においては、輸出締約国に対して原産地証明が真正なものであったかどうか又は正確なものであったかどうかを確認するための援助を要請することができる。そのような要請が行われた場合には、輸出締約国は、要請された援助を行うために必要な措置をとるよう努める。

2 第十四条1の規定は、輸入締約国が、1の規定に従って輸出締約国からの援助を得て原産地証明が真正なものであったかどうか又は正確なものであったかどうかを確認した後においても原産品に当たると決定できない産品に対して関税上の特惠待遇を与える義務を当該輸入締約国に課するものと解してはならない。

第十一条

協定第三十三条の次に次の一条を加える。

第三十三条のA 雑則

- 1 輸入締約国と輸出締約国との間の連絡は、英語で行う。
- 2 附属書II Aに定める関連する品目別規則の適用及び原産品であるかどうかの決定に当たり、輸出締約国の領域において一般的に認められている会計原則に基づく適用可能な評価方法を適用する。

第十二条

協定第三十五条の次に次の二条を加える。

第三十五条のA 第四章における用語

この章の規定の適用上、

- (a) 「税関当局」とは、日本国にあつては財務省、シンガポール共和国（以下「シンガポール」という。）にあつては財務省シンガポール税関をいう。
- (b) 「関税法令」とは、物品の輸入、輸出及び通過に関して各締約国の税関当局が運用し及び執行する